

議案第165号

指定管理者の指定について

さいたま市武蔵浦和コミュニティセンター及びさいたま市老人福祉センター武蔵浦和荘の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成23年11月30日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

所在地	名称
さいたま市南区别所7丁目20番1号	さいたま市武蔵浦和コミュニティセンター
	さいたま市老人福祉センター武蔵浦和荘

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都中央区築地四丁目1番17号
- (2) 名称 オーエンス・アイルグループ
- (3) 代表者 株式会社オーエンス
代表取締役 大木 一雄

3 指定する期間

平成24年5月7日から平成28年3月31日まで